

「国際エネルギー憲章」東京ワークショップ ～ I S D S : 投資仲裁の実務～

共催：
早稲田大学
ストックホルム商工会議所(SCC)仲裁裁判所
エネルギー憲章事務局(ECS)
常設仲裁裁判所(PCA)

日時：2016年 8月 22日(月) 13:00-17:00 (受付開始12:30)

場所：早稲田大学日本橋キャンパス

中央区日本橋一丁目ビルディング (コレド日本橋) 5階

近年、エネルギーに関する貿易や投資はますます拡大しています。日本は、エネルギー分野における国際協力を促進するため、2015年5月、「国際エネルギー憲章」に署名しました。これに先立つ2002年には、エネルギー分野における基本的な法的枠組みとして採択された、エネルギー憲章条約(ECT)を受諾しています。また2016年11月に開催されるエネルギー憲章会議では、日本が議長国を務めることになっています。

ECTには、投資受入国と投資家との紛争を解決する手続、いわゆるISDS(Investor-State Dispute Settlement)条項が含まれています。ECTの定めるISDS条項の下では、投資紛争解決国際センター(ICSID)、ストックホルム商工会議所(SCC)仲裁裁判所、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)仲裁規則／常設仲裁裁判所(PCA)のいずれかに基づく投資仲裁の利用が可能になっています。最近では、再生可能エネルギーをめぐる紛争などが、ECTの定める投資仲裁に付託されています。ECTはまた、エネルギー紛争の友好的な解決を促すことも目的としており、エネルギー憲章事務局(ECS)は、国際調停機関などと協力して、効果的な紛争解決のための枠組み作りに取り組んでいます。

本ワークショップでは、参加者の皆さまからの質問に答えながら、SCC仲裁裁判所及びPCAにおける投資仲裁の実際について、解説します。また、損害賠償の認定に関する実務的な問題についても議論します。ECSからは、投資調停に関する取り組みを紹介します。

参加費無料。お席に限りがございますので、お早めに下記までお申し込みください。

<参加申し込み・お問い合わせ>

参加をご希望の方は、下記宛先まで、①氏名、②所属、③肩書、④メールアドレス、⑤ご質問になりたいこと（英語でも日本語でも可）をお書きの上、お申し込みください。

福永有夏（早稲田大学教授）：yuka-fukunaga@waseda.jp

Alejandro Carballo（ECS法律顧問）：alejandro.carballo@encharter.org

<プログラム>

- 12:30-13:00 受付
- 13:00-13:15 **開会の挨拶：**
高橋美佐子<外務省経済安全保障課長>
- 13:15-15:00 **投資仲裁の実際：実務的な問題**
司会：
福永有夏<早稲田大学教授>
パネリスト：
Jakob Ragnwaldh<SCC仲裁裁判所副所長>
Hyun Jung Lee<PCA法律顧問>
- 15:00-15:30 休憩
- 15:30-16:30 **損害賠償に関する決定**
司会：
福永有夏<早稲田大学教授>
スピーカー：
Brent Kaczmarek<Navigantマネージングディレクター>
- 16:30-17:00 **閉会の挨拶（投資調停について）：**
Alejandro Carballo<ECS法律顧問>
- ※プログラムは英語で実施しますが、必要に応じて日本語での解説を加えます。

<アクセス>



東京メトロ銀座線・東西線・都営地下鉄浅草線「日本橋」駅出口直結（B12. C1. C2出口）
JR各線「東京」駅徒歩10分